

資料9 - 2 各国の外国人労働者受入れに関連する制度(帰化、難民)

	出生時の国籍取得要件 (原則(+例外)の順で記載)	帰化要件(婚姻時等)	帰化した外国人 人数(千人)	(うち旧植民 地出身者)	難民申請者、難民認定者の就労の可否 について	難民認定 申請者数 (人)	難民認定 許可者数 (人)
日本	父母両系血統主義(父または母が日本人であれば、日本国籍を取得する)	1. 継続して5年以上日本に住所を有すること。 2. 20歳以上であり、本国法により能力を有する者であること。 3. 素行が善良であること。 4. 自己又は親族の資産又は技能で生計を立てられること。 5. 本国の国籍を離脱できること。 6. 日本国憲法又は政府を破壊しようとする者ではないこと。 (3年以上住所等を有する日本人の配偶者には、1及び2の要件は不要)	16(フロー)	-	申請中は、原則就労不可であるが、許可を取ることにより就労できる場合もある。 認定後は、「定住者」として範囲に制限なく就労可能。	216 (2000年)	22 (2000年)
ドイツ	父母両系血統主義+生地主義(8年以上合法的に滞在する外国人で、滞在権もしくは3年前から無期限滞在許可を所持している者を父親または母親としてドイツで生まれた子どもは、自動的にドイツ国籍を取得する)	1. 8年間合法的に独に滞在していること。 2. 基本法(憲法)の規定を認め、これに反しないこと。 3. 滞在許可、又は滞在権を所有していること。 4. 社会扶助、失業保険を受けておらず、生計が保障されていること。 5. 従前の国籍を喪失すること。 6. 犯罪行為で有罪判決を受けていないこと。 7. 独語に関する十分な知識があること。	186(フロー)	-	1991年7月以降、法改正により申請中に就労することが認められている。	95,100	6,150
フランス	生地主義(父母の両方が外国人でも、仏国籍を取得する)+父母両系血統主義(父母のいずれかが仏人であれば、その親子関係に基づき、生まれつき仏国籍を得る)+例外(旧植民地の取扱(植民地時代に生まれた親の独立後に生まれた子は国籍を得る等)	1. 成年であること。 2. 申請前5年間、合法的に仏に在住していること。(仏に貢献する能力があれば2年で可。また、未成年は不要。) 3. 仏語で意思疎通ができること。 4. 素行がよいこと。 5. 執行猶予無く懲役6か月に相当する刑に処せられていないこと。 (仏国人である、またはあった者の成年の子や配偶者は2の要件は不要。)	145(フロー)	アルジェリア等旧植民地等が約5割を占める。	申請中は、原則就労不可であるが、難民申請者としての滞在許可を取得すれば就労できる(労働市場の状況により、拒否され得る。) 認定後は、就労範囲に制限はなく、労働市場の状況も考慮されない。	30,900	4,659
イギリス	生地主義(父母のいずれかが、英国国民であるか英国永住権を持つ外国人である場合には、出生時点から英国国籍を取得する)	1. 18歳以上であること。 2. 素行善良(犯罪歴がない)であること。 3. 英語、ウェールズ語又はスコットランド語について十分な知識を持つこと。 4. 過去5年間継続して合法的に英国に住んでいること。 5. 英国の永住権取得後1年以上経過していること。 (英国国民の配偶者の場合、3は不要で、4は3年でよい)	55(フロー)	インド、アフリカ等が5割を占める。	申請中は原則就労不可だが、申請から6か月以降は、労働許可を取得できれば就労可能。認定後は、範囲に制限なく就労可能。	71,160	7,815
スイス	父母両系血統主義(父母のいずれかがスイス国民である者は、出生時点からスイス国民となる)	連邦、州、市町村の3段階における許可が必要であり、連邦の定める最低要件は、 ・通算12年で、かつ、直近5年のうち3年以上の居住があること。 (スイス人の配偶者については、通算5年で、かつ、現在まで継続して1年の居住があり、3年間の婚姻生活を営んでいること)  州・市町村要件は、 2~12年の滞在、手数料の納付、素行、健康に問題がない等	22(フロー)	-	申請の提出後3か月間は就労不可。認定後は就労可能。	46,068	2,050
アメリカ	生地主義(父母の両方が外国人でも、米国籍を取得する)+限定的父母両系血統主義(両親が米国民であり、少なくとも一方が米国に居住した場合がある場合など)	18歳以上の場合、原則として以下の条件を満たすこと 1. 5年間継続的に合法永住者として米国に居住していること 2. 通算して30か月以上米国にいること 3. 善良であること 4. 英語及び市民としての知識を有すること 5. 憲法への忠誠を宣誓すること (3年以上米市民である米市民と結婚し、同人と一緒に住んでいる場合には、1は3年、2は18か月でよい)	840(フロー)	-	Refugee(母国又は米国外で申請した者)の場合: 許可後、入国し労働許可を得れば就労可能。 Asylee(米国内又は出入国港で申請した者)の場合: 申請中及びその後永住者になるまでの間は、労働許可を取得すれば就労可能。 認定(入国)後、1年経過後に永住権申請可。	R: 111,576 A: 55,428 (1998年)	R: 85,592 A: 9,949 (1998年)
カナダ	生地主義(父母の両方が外国人でも、加国籍を取得する)+父母両系血統主義(国外で出生の場合)+例外(1977.2.15より前に出生した者については経過措置あり。)	18歳以上の場合、原則として以下の条件を満たすこと 1. 直前の4年間のうち3年以上継続的に合法永住者としてカナダに居住していること 2. 英語又は仏語が理解できること 3. カナダ市民としての権利と責任について知っていること 4. 市民として宣誓すること	159(フロー)	-	申請中でも、労働許可を取得すれば就労可能。認定後は職種の制限なく就労することが可能。	不明	24,373

	出生時の国籍取得要件 (原則(+例外)の順で記載)	帰化要件(婚姻時等)	帰化した外国人人数(千人)	(うち旧植民地出身者)	難民申請者、難民認定者の就労の可否について	難民認定申請者数(人)	難民認定許可者数(人)
韓国	父母両系血統主義(父または母が韓国人であれば、韓国籍を取得する)	1. 5年以上継続して韓国に住所があること。 2. 韓国の民法により青年であること。 3. 品行が方正であること。 4. 自身の資産若しくは技能により、又は生計を共にする家族に依存して生計を維持できること。 5. 国語能力及び韓国の風習に対する理解等国民としての素養を備えていること。 (韓国人の配偶者の場合には、1は2年以上で可。また、父又は母が韓国人である場合には1、2及び4の要件は免除)	0.278(フロー) (2000年)	-	申請中は就労不可。認定後は就労の範囲に制限なく就労可能。	32 (2001年)	1 (2001年)
シンガポール	父母両系血統主義(シンガポール国内で出生した時点で、父または母がシンガポール国籍を有していれば、シンガポール国籍を取得する)+父系血統主義(シンガポール国外で出生した時点で、父がシンガポール国籍を有していれば、シンガポール国籍を取得する)	1. 品行方正であること。 2. 申請の直前12か月に星に居住していること。 3. 申請の前12年間に合計10年居住していること。 4. 星に永住するつもりがあること。 5. マレー語や英語等についての基礎的な知識があること。 (星国民と結婚している女性については、1に加えて、2及び3については、2年以上の継続的な居住で可。他は不要。)	8.85(フロー)	-	法令上、難民の地位を規定したものはない。1991年以前には90日以内に他国が受け入れると約束した者についてのみ上陸を許可していたが、1991年にそのような約束を守らない国があるという理由で、以後、上陸許可しないこととしている。	-	-

特に注のない場合には、数字は全て1999年のもの。

資料9 - 1、9 - 2の資料出所

	. 各国における外国人労働者の受入れ状況				
	職種の制限の範囲内で就労できる区分	職種の制限なく労働できる区分	限定された形態で労働をすることができる区分	不法滞在者	退去強制対象者
日本	法務省「在留外国人統計」	外国人雇用対策課推計	外国人雇用対策課推計	法務省推計	法務省入国管理局調べ「退去強制手続を執った者」の数
ドイツ	SOPEMI 2000 Report on International Migrations ( Federal Republic of Germany )	SOPEMI 2000 Report on International Migrations ( Federal Republic of Germany )			OECD「Trends in International Migration (SOPEMI 2001)」
フランス		OECD「Trends in International Migration (SOPEMI 2001)」	OECD「Trends in International Migration (SOPEMI 2001)」		OECD「Trends in International Migration (SOPEMI 2001)」
イギリス	Home Office, IPS, OLS資料	Home Office, IPS, OLS資料	Home Office, IPS, OLS資料		内務省「Control of Immigration: Statistics, United Kingdom 2000」
スイス	Swiss Federal Statistics Office「2000 Swiss Labour Force Survey」	Swiss Federal Statistics Office「2000 Swiss Labour Force Survey」	Cinzia SCHENINI “Rapport du SOPEMI pour la Suisse ” Reunion des correspondants du SOPEMI Paris, 5-7 Decembre 2001		Cinzia SCHENINI “Rapport du SOPEMI pour la Suisse ” Reunion des correspondants du SOPEMI Paris, 5-7 Decembre 2001
アメリカ	移民帰化局HP ( Statistical Yearbook of INS )	移民帰化局HP ( Statistical Yearbook of INS )	移民帰化局HP ( Statistical Yearbook of INS )	OECD「Trends in International Migration (SOPEMI 2001)」	移民帰化局HP ( Statistical Yearbook of INS )
カナダ	移民帰化局HP ( Facts and Figures )	移民帰化局HP ( Facts and Figures )	移民帰化局HP ( Facts and Figures )		移民帰化局HP ( Performance Reports )
韓国	法務部資料		法務部資料	法務部資料	法務部より聴取
シンガポール	「国際移民の新動向と外国人政策の課題 - 各国における現状と取組み - 」第2章 梶田孝道編、2001年3月	「国際移民の新動向と外国人政策の課題 - 各国における現状と取組み - 」第2章 梶田孝道編、2001年3月		Mui-Teng Yap "Country Report - Singapore," Workshop on International Migration and Labour Market in Asia, 4-5 Feb, 2002.	内務省HP (http://www.mha.gov.sg/archive/ot_hers/230201.html)

	. 各国における外国人労働者の受入れ状況(続き)		. 各国の外国人労働者受入れに関連する制度(帰化、難民)		
	外国人労働者数	労働力人口	帰化した外国人数	難民認定申請者	難民認定許可者
日本	外国人雇用対策課推計	総務省統計局「労働力調査年報」	法務省民事局調べ	法務省HP	法務省入国管理局調べ
ドイツ	OECD「Trends in International Migration (SOPEMI 2001)」	ILO「Yearbook of Labour Statistics」	OECD「Trends in International Migration (SOPEMI 2001)」	OECD「Trends in International Migration (SOPEMI 2001)」	OECD「Trends in International Migration (SOPEMI 2001)」
フランス	OECD「Trends in International Migration (SOPEMI 2001)」	ILO「Yearbook of Labour Statistics」	OECD「Trends in International Migration (SOPEMI 2001)」	OECD「Trends in International Migration (SOPEMI 2001)」	OECD「Trends in International Migration (SOPEMI 2001)」
イギリス	Labour Force Survey	ILO「Yearbook of Labour Statistics」	Persons Granted British Citizenship Bulletin, Home Office	内務省「Control of Immigration: Statistics, United Kingdom 2000」	内務省「Control of Immigration: Statistics, United Kingdom 2000」
スイス	Federal Department of Justice and Police, Federal Aliens Office “Foreign Population Statistics 2000”	Federal Department of Justice and Police, Federal Aliens Office “Foreign Population Statistics 2000”	連邦外国人庁資料	連邦難民庁資料	連邦難民庁資料
アメリカ	国勢調査HP	ILO「Yearbook of Labour Statistics」	移民帰化局HP ( Statistical Yearbook of INS )	移民帰化局HP ( Statistical Yearbook of INS )	移民帰化局HP ( Statistical Yearbook of INS )
カナダ	Statistics Canada, Dimension Series, 1996 Census	ILO「Yearbook of Labour Statistics」	Elizabeth RUDDICK “SOPEMI Report for CANADA ” Meeting of the SOPEMI Correspondents Paris, 5-7 December 2001		移民帰化局HP ( Facts and Figures )
韓国	法務部資料	統計庁資料	法務部資料	法務部より聴取	法務部より聴取
シンガポール	Singapore Department of Statistics “Census of Population 2000.”	Singapore Department of Statistics “Census of Population 2000.”	「国際移民の新動向と外国人政策の課題 - 各国における現状と取組み - 」第2章 梶田孝道編、2001年3月		